金沢市公報

号外第２１号

令和８年（2026年）11月16日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金 沢 市 役 所

◎　目　　次　　ページ

●規　則
○金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則　（市　民　課）　1

規　　則

金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月16日

金沢市長　　村　　山　　卓

◉金沢市規則第66号

金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則

金沢市市民センター設置規則（平成13年規則第104号）の一部を次のように改正する。

第２条の表金沢市近江町市民センターの項を次のように改める。

金沢市広岡市民センター	金沢市広岡３丁目３番30号

附　則

１　この規則は、令和９年３月１日から施行する。

２　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第１アの表市長の事務部局の項中「近江町市民センター所長」を「広岡市民センター所長」に改める。

令和８年(2026年)11月16日　発行　発行人　金　沢　市
発行所　金沢市役所
編　集　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄